

○江東区耐震化アドバイザー派遣事業実施要綱

平成22年4月1日

22江都調第68号

(目的)

第1条 この要綱は、江東区内にある建築物(木造建築物を除く。以下同じ。)の所有者で、耐震に対する相談を希望するものに耐震化アドバイザーを派遣し、技術的な助言を行うことにより建築物の耐震化の促進を図り、もって地震に強い安全なまちづくりを進めていくことを目的とする。

(耐震化アドバイザー)

第2条 耐震化アドバイザー(以下「アドバイザー」という。)は、区がアドバイザー派遣業務を行うために委託した機関(以下「アドバイザー派遣機関」という。)が選任し、区に登録した者とする。

(アドバイザーの業務)

第3条 アドバイザーは、建築物の耐震診断及び耐震改修に係る次に掲げる事項への助言を行うものとする。

- (1) 耐震計画、構造及び設備等の建築技術的事項
- (2) 耐震診断及び耐震改修に係る法律、税制度、公的支援及び費用対効果に関する事項
- (3) 分譲マンションにおける耐震診断及び耐震改修に係る管理組合(建物の区分所有等に関する法律(昭和37年法律第69号)第3条の規定による団体又は同法第47条の規定による法人(以下「管理組合」という。))の合意形成に関する事項

(派遣対象建築物)

第4条 アドバイザーを派遣する対象となる建築物(以下「派遣対象建築物」という。)は、民間建築物(国及び公共団体以外の者が所有する建築物をいう。)

で次に掲げる要件に該当する建築物とする。

- (1) 昭和56年5月31日以前に建築された建築物
- (2) 階数2以上の耐火建築物又は準耐火建築物

(派遣対象者)

第5条 アドバイザーの派遣を受ける対象となる者(以下「派遣対象者」という。)は次の各号に掲げる要件のいずれかに該当する者をいう。

- (1) 派遣対象建築物の所有者(中小企業の事業活動の機会の確保のための大企業者の事業活動の調整に関する法律(昭和52年法律第74号)第2条第2項に規定する大企業者を除く。)
- (2) 管理組合

(派遣申請手続)

第6条 アドバイザーの派遣を受けようとする者(管理組合は除く。)は、耐震化アドバイザー派遣申請書(別記第1号様式)に次に掲げる書類を添えて、区長に申請するものとする。

- (1) 昭和56年5月31日以前に建築された建築物であることを証明できる書類
- (2) 派遣対象建築物の登記事項証明書若しくは権利を証明する書類又はその写し
- (3) 大企業者でないことを示す書類(法人である場合に限る。)

2 アドバイザーの派遣を受けようとする管理組合は、耐震化アドバイザー派遣申請書に次に掲げる書類を添えて、区長に申請するものとする。

- (1) 昭和56年5月31日以前に建築された建築物であることを証明できる書類
- (2) 管理規約

3 前2項の場合において、アドバイザーの派遣を受けようとする期間が複数年に渡る場合は、各年度ごとに区長に申請するものとする。

(派遣の通知)

第7条 区長は、前条の規定による申請があったときは、内容を審査し、アドバイザーの派遣の可否を決定する。

- 2 区長は、前項の規定により、アドバイザーを派遣することを決定したときは耐震化アドバイザー派遣決定通知書(別記第2号様式)により申請者に通知し、アドバイザーを派遣する。
- 3 区長は、アドバイザーを派遣しないことを決定したときは耐震化アドバイザー派遣却下通知書(別記第3号様式)により申請者に通知するものとする。

(業務報告)

第8条 アドバイザー派遣機関は、前条第2項の規定により派遣されたアドバイザーが当該業務を完了したときは、速やかに耐震化アドバイザー業務完了報告書(別記第4号様式)により区長に報告しなければならない。

- 2 アドバイザーの派遣期間が複数年度にわたる場合は、各年度の最終派遣が終了した後、速やかに耐震化アドバイザー業務完了報告書により、区長に当該年度における業務報告をしなければならない。

(派遣の取消し等)

第9条 区長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、アドバイザー派遣を取り消し、又は中断することができる。

- (1) 虚偽その他不正な手段により申請されたとき。
- (2) アドバイザーが法令又はこの要綱の規定に違反したとき。
- (3) 派遣の目的が達成できない、又は目的に適合しないと区長が認めたとき。

- 2 区長は、前項の規定によりアドバイザーの派遣を取り消し、又は中断したときは、耐震化アドバイザー派遣取消・中断通知書(別記第5号様式)により、申請者に通知するものとする。

(派遣回数)

第10条 アドバイザーの派遣回数は、1の派遣対象建築物につき8回までを限度とする。ただし、区長が特に必要と認めるときは、最大2回を限度として増やすことができる。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は都市整備部長が別に定める。

別記第1号様式(第6条関係)

年 月 日

江 東 区 長 あて

申請者 所在地
名 称 印
連絡先

耐震化アドバイザー派遣申請書

江東区耐震化アドバイザー派遣事業実施要綱第6条第1項及び第2項に基づき、下記のとおり耐震化アドバイザーの派遣を申請します。なお、本申請による耐震化アドバイザー派遣実施のために必要な、区が保有する建築確認に関する情報の利用に同意します。

記

建築物所在地	江東区 丁目 番号(住居表示)		
建築物名称			
建築物用途			
構造種別	鉄骨造 鉄筋コンクリート造 鉄骨鉄筋コンクリート造 その他()		
規模	敷地面積 m ² 建築面積 m ² 延べ面積 m ² 階数 地下 階 地上 階 戸数 戸 棟数 棟		
保存設計図書等	確認通知書 意匠図 設備図 構造図 構造計算書 その他()		
建築確認通知	年 月 日 号		
検査済証の有無	有・無 年 月 日 号	受付 第 号	
工事履歴	年 月	着工・竣工	
	年 月		
	年 月		
	年 月		
※1 建築物区分	(分譲・賃貸)マンション 民間特定建築物 緊急輸送道路沿道建築物 その他		

※1 この欄は記入しないでください。

別記第2号様式(第7条関係)

第 号
年 月 日

様

江東区長

印

耐震化アドバイザー派遣決定通知書

年 月 日受付の耐震化アドバイザー派遣申請について、江東区耐震化アドバイザー派遣事業実施要綱第7条第2項の規定に基づき、下記のとおり派遣することを決定しましたので通知します。

記

建築物所在地	江東区 丁目 番 号		
建築物名称			
派遣する アドバイザー	氏 名		
	資 格	()級建築士()登録第 号	
	事 務 所	名称	
		資格()建築士事務所()知事登録第 号	
		所在地	
連絡先			
備 考			

別記第3号様式(第7条関係)

第 号
年 月 日

様

江東区長

印

耐震化アドバイザー派遣却下通知書

年 月 日受付の耐震化アドバイザー派遣申請について、審査の結果却下となったので、江東区耐震化アドバイザー派遣事業実施要綱第7条第3項の規定に基づき、下記のとおり通知します。

記

建築物所在地	江東区 丁目 番 号
建築物名称	
派遣却下の理由	
備考	

別記第4号様式(第8条関係)

年 月 日

江 東 区 長 あて

委託機関 所在地
名 称
連絡先

印

耐震化アドバイザー業務完了報告書

耐震化アドバイザー業務が完了しましたので、江東区耐震化アドバイザー派遣実施要綱第8条第1項及び第2項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

建築物所在地	江東区 丁目 番 号(住居表示)			
建築物名称				
通知年月日・番号	年 月 日	第	号	
派遣期間・回数	年 月 日～	年 月 日	計 回	
助言事項	<input type="checkbox"/> 建築技術的事項等 <input type="checkbox"/> 耐震診断及び耐震改修に関する事項等 <input type="checkbox"/> 管理組合の合意形成に関する事項等 <input type="checkbox"/> その他()			
派遣した アドバイザー	氏 名			
	資 格	()級建築士	江東区登録第 号	
	事 務 所	名称		
		資格()建築士事務所()知事登録第 号		
	所在地			
	連絡先			
添付書類等 ※1				

※1 申請者に書類等を提出した場合は、その写しを添付してください。

別記第5号様式(第9条関係)

第 号
年 月 日

様

江東区長

印

耐震化アドバイザー派遣【取消・中断】通知書

年 月 日受付の耐震化アドバイザー派遣申請について、アドバイザー派遣を【取消・中断】しましたので、江東区アドバイザー派遣事業実施要綱第9条第2項の規定に基づき、下記のとおり通知します。

記

建築物所在地	江東区 丁目 番 号
建築物名称	
取消・中断の理由	
備考	